# 愛知学院大学試験に関する規程

平成30年4月1日施行

## (概要)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則第36条に基づき試験に関する必要な事項を定める。ただし、薬学部、歯学部については別に定める。

## (試験の定義)

第2条 本規程における試験とは、単位認定に必要な成績評価のために行う試験をいい、期間を定めて実施する定期試験、追試験と課題の制作物にて評価するレポート試験をいう。

## (受験資格)

第3条 次のいずれかに該当する者は、定期試験又は追試験を受けることができない。

- (1) 当該学期に当該授業科目を履修登録していない者
- (2) 開講回数の三分の一を超えて欠席し、失格となった者
- (3) 有効な学生証又は大学発行の仮受験票を携行していない者
- (4) 試験開始20分以内に所定の教室に入室しなかった者
- (5) 停学処分期間中の者

## (定期試験)

第4条 定期試験は、科目開講の学期末に期間を定めて実施する試験をいう。 (追試験)

第5条 追試験は、正当な事由により定期試験を受験できなかった者に対して、期日を定めて実施する試験をいう。

2 追試験の受験を認めることのできる事由は、以下のとおりとする。

事 由	期間
学校保健安全法施行規則(昭和 33 年文部省	
令第 18 号)第 18 条に基づく感染症による	出席停止期間
大学が出席停止を命じた場合	
裁判員制度において裁判員選出による場合	裁判所による指定期間
次の実習による場合	
教育実習・博物館実習・介護等体験・臨床実習(言	
語聴覚士)・健康運動指導演習(健康運動指導士)・	実習期間
看護実習・教職実践演習・社会教育実習・校外実習・	
臨地実習	
近親者の忌引	配偶者・1 親等(7日間)、2 親
	等(3日間)、3親等(1日間)
疾病・負傷(2週間以上の場合)	診断書の期間

近親者の慶祝	本人・配偶者・1親等・2親等 (1日間)*当日のみ
大学公認団体での大会・公演などへの出場	大会・公演の実施期間
曹洞宗行事随喜による場合	行事の実施期間
公共交通機関の運休・遅延による場合	公共交通機関による指定日
課外教育活動による場合	課外教育活動の実施期間
就職活動(筆記試験、面接試験、内定式、内	企業・機関による指定期間
定式後の研修会)	

- 3 前項に定める事由に、負傷及び疾病による事由、及び、教務部長の判断により 認めた事由を含める。
- 4 追試験を受けようとする者は、当該科目の定期試験実施日を含む3日以内(窓口業務休止日を除く)に、担当部課所まで願い出なければならない。その後教務部長宛に、欠試事由を証する書面と追試験願を提出し、承認を得なければならない。
- 5 第3項に定める事由により追試験を受ける場合は、追試験受験料を納入しなければならない。また、成績評価は、A評価を超えないこととする。

(レポート試験)

第6条 レポート試験は、定期試験に代わる試験で授業担当教員から課せられた 課題を作成し、その制作物を教務担当部課所にて決められた場所に提出する試験 をいう。

(事務)

第7条 本規程に関する事務は、教務担当部課所が所掌する。

(改訂)

第8条 本規程の改訂又は実施に必要な事項については、愛知学院大学教務委員会にて審議し、代表教授会の承認を得る。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

なお、愛知学院大学試験要領は、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。